## ○白石町東京圏在住者移住支援金交付要綱

令和元年10月1日 白石町訓令乙第61号 改正 令和2年4月1日訓令乙第69号 改正 令和3年3月23日訓令乙第78号 改正 令和4年4月1日訓令乙第33号

(趣旨)

第1条 白石町は、佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、白石町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から白石町に移住した者が、本事業の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において白石町東京圏在住者移住支援金(以下「移住支援金」という。)を交付するものとし、その移住支援金については、佐賀県地方創生移住支援事業補助金交付要綱、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)、白石町補助金等交付規則(平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。)、その他法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
  - (1)移住 白石町へ住民票を異動し、生活の本拠を白石町へ移すことをいう。
  - (2) 中小企業等 佐賀県又は他の都道府県が移住支援金の対象として 選定した法人であって、佐賀県又は他の都道府県が開設する東京圏の 求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」 という。) に求人情報を掲載した法人をいう。
  - (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
  - (4)条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、 離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法 律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第

- 79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (5) 起業支援金 県実施要領に基づき佐賀県が起業者に対して支出する起業支援金をいう。

(移住支援金の交付対象者)

- 第3条 移住支援金の交付対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす者とし、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者とする。
  - (1)移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
    - ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア)移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた者が東京23区内の企業等へ就職した場合については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
    - (イ)移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)。
    - イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当するこ と。
    - (ア) 令和元年10月1日以降に白石町へ転入した者であること。
    - (イ)移住支援金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
    - (ウ)移住支援金の申請日から5年以上継続して白石町に居住する意思を有していること。

- ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者 でないこと。
- (イ)日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者 の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有 するものであること。
- (ウ) その他町長が移住支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 一般の場合、次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在 すること。
  - (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
  - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を 担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
  - (エ)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、 かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職し ていること。
  - (オ)上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が 移住支援金の交付対象として掲載された日以降であること。
  - (カ) 当該中小企業等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規 の雇用であること。
  - イ 専門人材の場合、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在 すること。
    - (イ)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時にお

いて連続して3か月以上在職していること。

- (ウ) 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤 務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規 の雇用であること。
- (オ)目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、 離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き 行うこと。
  - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等 から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4)本事業における関係人口に関する要件として、次に掲げる事項の全 てに該当すること。
  - ア 過去に通算10年以上、白石町に住所を有していること。
  - イ 申請者が、転入時において60歳未満であること。
  - ウ 週20時間以上の無期雇用契約で、3か月以上勤務している、又は白石町内で3か月以上家業に従事していること。ただし、就業に関し他の補助金等を受けている場合を除く。
- (5) 起業に関する要件として、起業支援金の交付決定を受けており、かつ、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。
- (6)世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合に限る。)として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和元年10月1日以降に白石町へ転入した者であること。

- エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも移住支援金の申請時に おいて移住後 3 か月以上 1 年以内であること。
- オ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

(交付の申請)

- 第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、白石町東京圏在住者移 住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に 提出しなければならない。
  - (1) 写真付き身分証明書の写し、その他の提示により本人確認できる書類の写し
  - (2)移住元の住民票の除票、その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分)
  - (3) 白石町東京圏在住者移住支援金の交付申請に関する誓約書兼 同意書(様式第1号の2)
  - (4) 別表1に掲げる証明書類等
  - (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

- 第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。
  - (1)移住支援金の申請日から5年以内に白石町での居住が困難となった場合又は移住支援金の申請日から1年以内に就業に関する要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
  - (2) 移住支援金に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び白石町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付決定の通知)

第7条 町長は、第5条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査

- し、適当と認めたときは、移住支援金の交付を決定し、白石町東京圏在 住者移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する ものとする。
- 2 町長は、前項の審査の結果、予算上の都合その他の理由により移住支援金の不交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。 (交付の請求)
- 第8条 移住支援金の交付決定を受けた者が移住支援金を請求しようと するときは、前条に定める白石町東京圏在住者移住支援金交付決定通知 書を受領後、速やかに白石町東京圏在住者移住支援金交付請求書(様式 第4号)を町長に提出しなければならない。

(返還請求)

- 第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に 応じて当該各号の事項に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額 の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等 のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りで はない。
  - (1) 全額の返還
    - ア 虚偽の申請等をした場合
    - イ 移住支援金の申請日から3年未満で白石町から転出した場合
    - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の就業に関する 要件を満たす職を辞した場合
    - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
  - (2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に白石町 から転出した場合

(交付手続の特例)

第10条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出及び規則第13条に規定する補助金等の額の確定に係る通知は省略するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日訓令乙第69号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年10月 1日から令和2年3月31日までに転入した者については、第3条第1号 アに掲げる事項にかかわらず、次の事項のいずれかに該当することを移住 元に関する要件とする。

- (ア)移住する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していた こと。
- (イ) 移住する直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、移住する3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区の企業等への通勤又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等又は法人経営者若しくは個人事業主を辞めてから、移住するまでの間に、東京23区外であって佐賀県とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)。

附 則(令和3年3月23日訓令乙第78号)

- 1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に白石町へ移住した者に対する移住支援金の要件 の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日訓令乙第33号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に白石町へ移住した者に対する移住支援金の要件 の適用については、なお従前の例による。